

アスファルト混合物の事前審査制度について

維持管理研究室

アスファルト舗装工事では、工事毎かつ混合物毎に品質管理に関する基準試験等（使用材料の品質・配合設計・試験練り・現場配合・基準密度等の試験）を行い、それぞれの結果について、その都度監督員の承諾を得ながら工事を実施することになっており、これらの作業に発注者・施工者・混合所において多大な労力と時間を要しています。

このような背景から、混合物の品質を確保しつつ、管理・検査の合理化、省力化が発注者・施工者・混合所から強く求められ、新たな混合物の製造管理手法として検討されたのがこのアスファルト混合物の事前審査制度（以下、事前審査制度という）です。

建設省においてはすでに一部本格施行に入っており、道内においても最近この制度の内容と導入に向けての予定等を問われる機会が多いので、制度の概要と考え方について紹介します。

Q1：事前審査制度とはどんな制度ですか。

A1：①混合所における適切な自主管理を前提とし、審査機関（本制度に参画する発注者より指定を受けた第三者機関）が認定申請のあったアスファルト混合物（再生混合物を含む）について事前にその品質を審査および合否の判定を行い、適正な混合物として認定する制度です。（認定の有効期間は認定証の発行日から1年間）

②本制度に参画している発注者の工事であれば、認定を受けた混合物を使用する場合、その認定証の写しを発注者にあらかじめ提出すれば、工事毎、混合物毎に行っていた品質管理に関する基準試験、検査とこれに伴う承諾行為を省略することができます。

③本制度運用の仕組みと流れの例を図－１に示します。

本制度に参画している発注者が審査期間を指定し、この審査期間内に舗装技術の専門家や学識経験者等の産学官（予定）からなる事前審査委員会を設置し、申請された混合物の品質や混合所の体制等に関する合否の判定を行い、審査期間の長が認定します。また、品質に関する試験等は、事前審査委員会から指定された試験機関において実施されます。

さらに、申請時および認定期間中には、混合所に対し原則として年1回以上の立ち入り調査を実施し、混合所の設備や自主管理の状態等も調査確認します。

なお、この制度は混合所の認定ではなく、各混合所で製造される混合物に対しての認定制度です。

Q2：事前審査制度が実施されるとどんな効果がありますか。

A 2：①発注者の立場では、監督職員の試験練りの立ち会いや混合物の品質に関わる検査等が簡素化されます。

②混合所では、工事毎、混合物毎に行う品質に係わる基準試験等に要する作業、書類作成等が軽減されます。

③工事施工者は、使用混合物の承認手続き等が事前審査の認定証の写しの提出のみですみます。

この様に、本制度はアスファルト混合物の品質確認
手続き等の合理化・省力化が図られるとともに、自主
管理による品質の確保を目的とし、しいてはコストの
縮減にも繋がるものです。

なお、単なる省力化ではなく、第三者機関が申請の

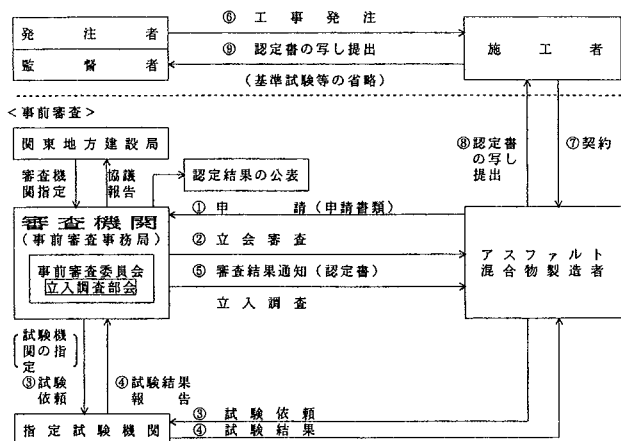


図-1 アスファルト混合物事前審査制度のしくみと流れ

受付から調査・認定までを一貫して行うことによる公平性・公明性が確保されること、混合所自ら日々自主管理を行うことによって安定した品質が確保されることにあります。

Q 3：事前審査制度は強制的なものです。また、すべての混合物について認定を受ける必要がありますか。

A 3：強制的なものではありません。しかし、本制度の適用地域における全発注者と全混合所が参画することによって本制度の効果は上がることになります。

本制度は混合所毎かつ混合物毎の認定制度であります。その混合物の出荷量が少ない場合や特殊な混合

物等については、混合所の判断により認定を受けなくてもかまいません。このような認定を受けていない混合物は、工事の発注単位毎に従来の方法により、確認・承諾を受けることになります。

Q 4：事前審査制度のフローについてはどうなっていますか。

A 4：事前審査施工前後を比較しますと、図-2のフローのようになります。このフローでも判るように、本制度は混合物の品質管理に関する認定制度であり、施工管理や出来型管理については従来通り工事仕様書に基づいて行うことになります。

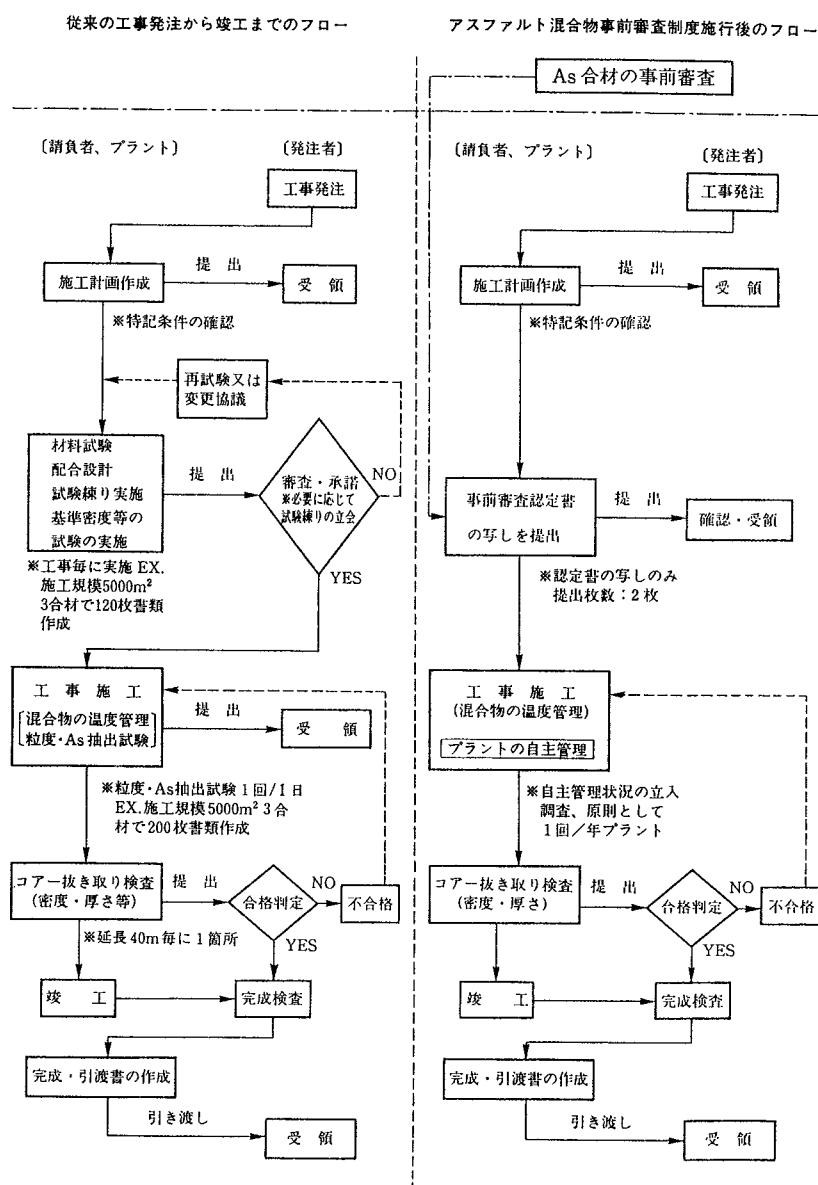


図-2 事前審査制度施行前後のフロー比較

Q 5：建設省等全国的な導入状況はどうなってますか。また、北海道における導入計画はあるのでしょうか。

A 5：平成9年4月現在、東北、関東および北陸地建管内、沖縄総合事務局で本格施行に入っています。これらの地建管内では、都・県・市等の自治体も一部参画しており、日本道路公団も参画に向け検討を行っているようです。また、その他の地建管内等においても建設省所管工事について、一部施行あるいは試行に入っております。さらに、各地建管内では本制度準備会や検討委員会を設け、各発注機関や関係団体間の調整が行われ、早期の本格施行や多くの発注機関の参画に向け検討されているようです。

本制度は、建設省を主に全国的に推進しているものであり、北海道においても導入に向け早急に検討していく必要があります。しかし、北海道は面積が広く、混合所も点在して出荷量も比較的少ないことなどから、適用地域の在り方や試験機関の確保等、検討課題が多いのも事実です。したがって、各発注機関や混合所の関係団体による「検討委員会（仮称）」を設置し、本制度の試行・導入に向け、組織や運営方法等についての検討と合わせて、本制度の説明会を開催する必要があると考えています。

具体的なスケジュールは未だ決まってませんが、今年度の早期に「検討委員会（仮称）」を設置し、できれば開発局所管の一部工事について平成10年度から試行の方向で検討を進めたいと考えております。

補足：今回の解説は、制度の概要と試行に向けての予定（研究室案）のごく一部に限らせていただきました。文中にも述べましたが、試行・導入に向けての検討課題も多く、さらに細かな点の質問も多々あるかと思いますが、説明会等の開催を提案し、この中で資料の提供や説明されるように配慮したいと思います。いずれにしても、本制度の施行にあたっては、制度の目的をよく理解していただくことと、現場の担当者皆様方のご協力が不可欠でありますので宜しくお願いいたします。

（文責：小山田輝美）

参考資料

- ・アスファルト混合物事前審査制度の概要について（手引き）：財道路保全技術センターの解説資料、平成8年9月
- ・アスファルト混合物の事前審査制度のあらまし：財道路保全技術センターの解説パンフ
- ・各地建管内の説明検討資料
- ・アスファルト混合物事前審査制度（試行その後）：関東地建・保全技術センター、舗装、1996（H8）．8月
- ・アスファルト混合物事前審査制度（道路のことば）：保全技術センター、道路建設、平成8年7月